

津波防災地域づくり に関する法律

リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

津波防災地域づくりに係る技術検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

問い合わせ先

基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設
水管理・国土保全局海岸室

津波避難建築物の容積率規制の緩和
住宅局市街地建築課

都市防災総合推進事業・防災集団移転促進事業
都市局都市安全課

一団地の津波防災拠点市街地形成施設
都市局都市計画課

津波防災住宅等建設区
都市局市街地整備課

津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
水管理・国土保全局水政課

津波災害警戒区域等についての宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
不動産・建設経済局不動産課

津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
港湾局海岸・防災課

その他法律

総合政策局社会資本整備政策課

国土交通省 03-5253-8111 (代表)

津波災害に強い
地域づくりに向けて

基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「**多重防御**」の発想によって津波防災地域づくりを推進

～はじめに～

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生したモーメントマグニチュード*1 Mw9.0の巨大地震は

東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、

死者15,899名、行方不明者2,526名(令和3年3月10日警察庁発表)という、未曾有の大災害となりました。

一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想*2されていますが、

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということを踏まえて、

これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることが求められています。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する

「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(※1)地震は地下の岩盤がずれて発生。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード(気象庁HPより抜粋)
 (※2)文部科学省地震調査研究推進本部による「南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)〔平成25年5月〕」では南海トラフで次に発生する地震の30年発生確率をM8～9クラスで70～80%としている(算定基準日 令和2年1月1日)

▶ 最大クラスの津波に対して

○ 最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

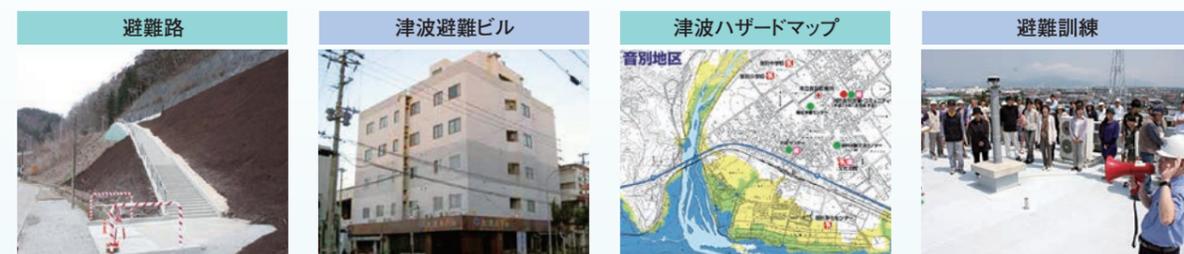
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

○ 基本的考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

①海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する

②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣) 平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域

推進計画

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和

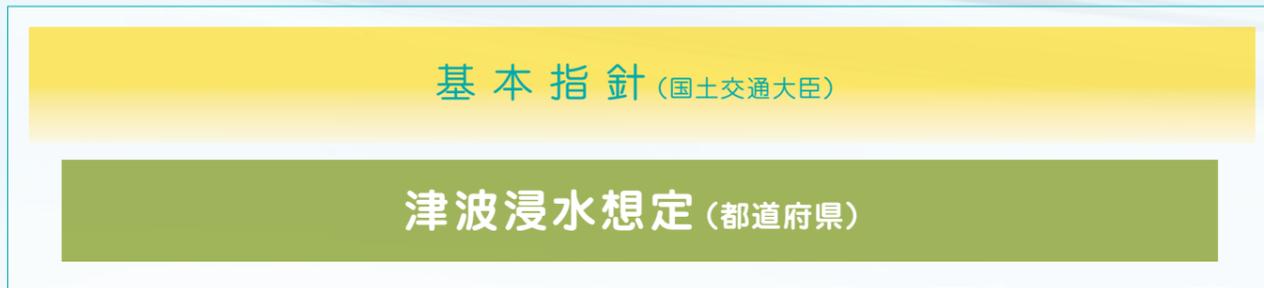
▶ 基本指針とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念を示しています
- 法に基づく様々な措置の基本となります
- 国土交通大臣が平成23年12月27日に策定しました

記載事項

| | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|---------|---------------------------|
| 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項 | 指針となるべき事項 | | | |
| | 基礎調査 | 津波浸水想定の設定 | 推進計画の策定 | 津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域の指定 |

津波浸水想定の設定



▶ 津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される**浸水の区域及び水深**を**都道府県知事**が設定し公表します

基礎調査 (都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザー測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表 (都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位、海岸堤防の破壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知、公表

▶ 津波浸水想定の流れ

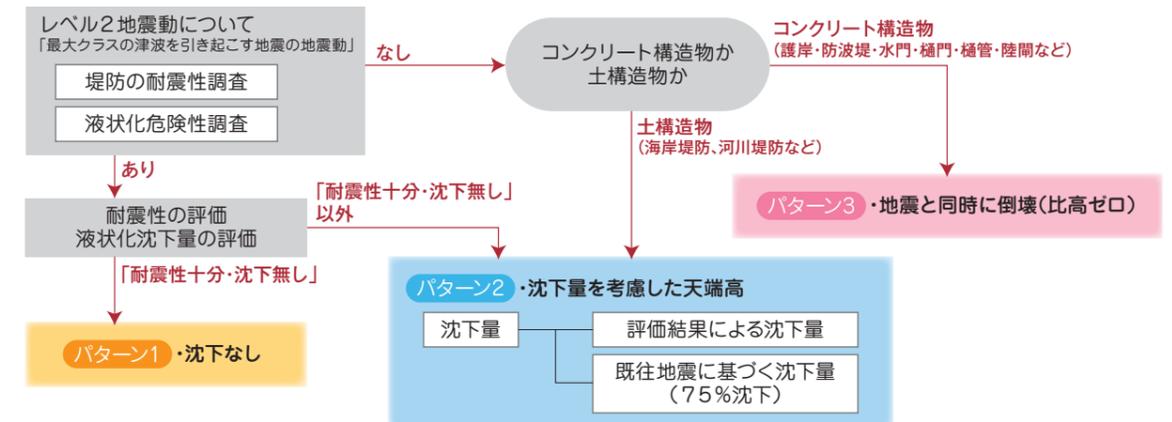
1 過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

2 最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定(例)

| 対象津波 | 東北地方太平洋沖地震津波 | H23想定津波 |
|-------|--------------|----------|
| 規模 | Mw = 9.0 | Mw = 8.4 |
| 使用モデル | 内閣府モデル | 茨城県モデル |
| 概要 | 説明 | 説明 |
| | 震源域 | 震源域 |

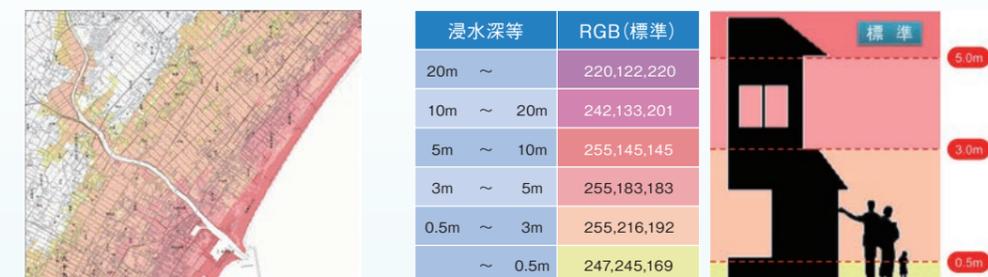
※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、浸水想定を設定

3 各種施設の条件設定

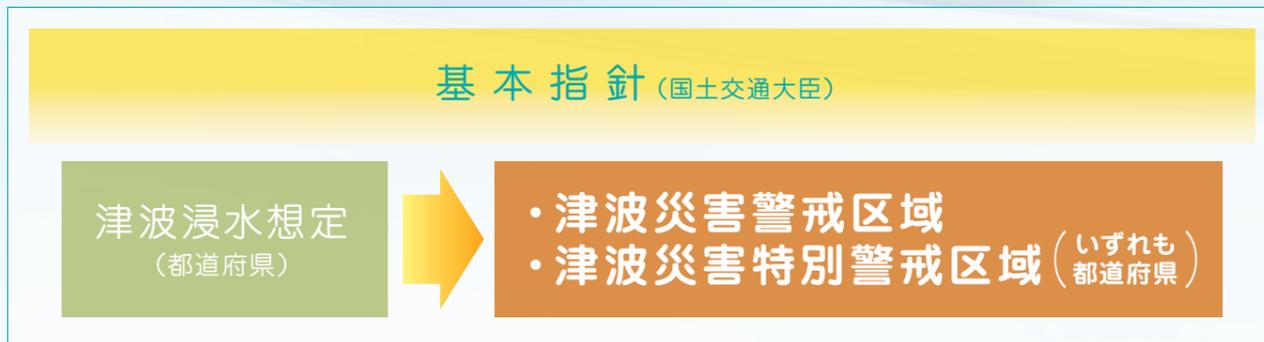


※堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、最大クラスの津波を引き起こす地震の地震動であるが検討が困難である場合レベル2地震動を用いることを検討することも考えられる

4 津波浸水シミュレーション結果の出力



津波災害警戒区域等の指定



「津波災害警戒区域」

イエローゾーン = 警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかからない。津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される。
※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

「津波災害特別警戒区域」

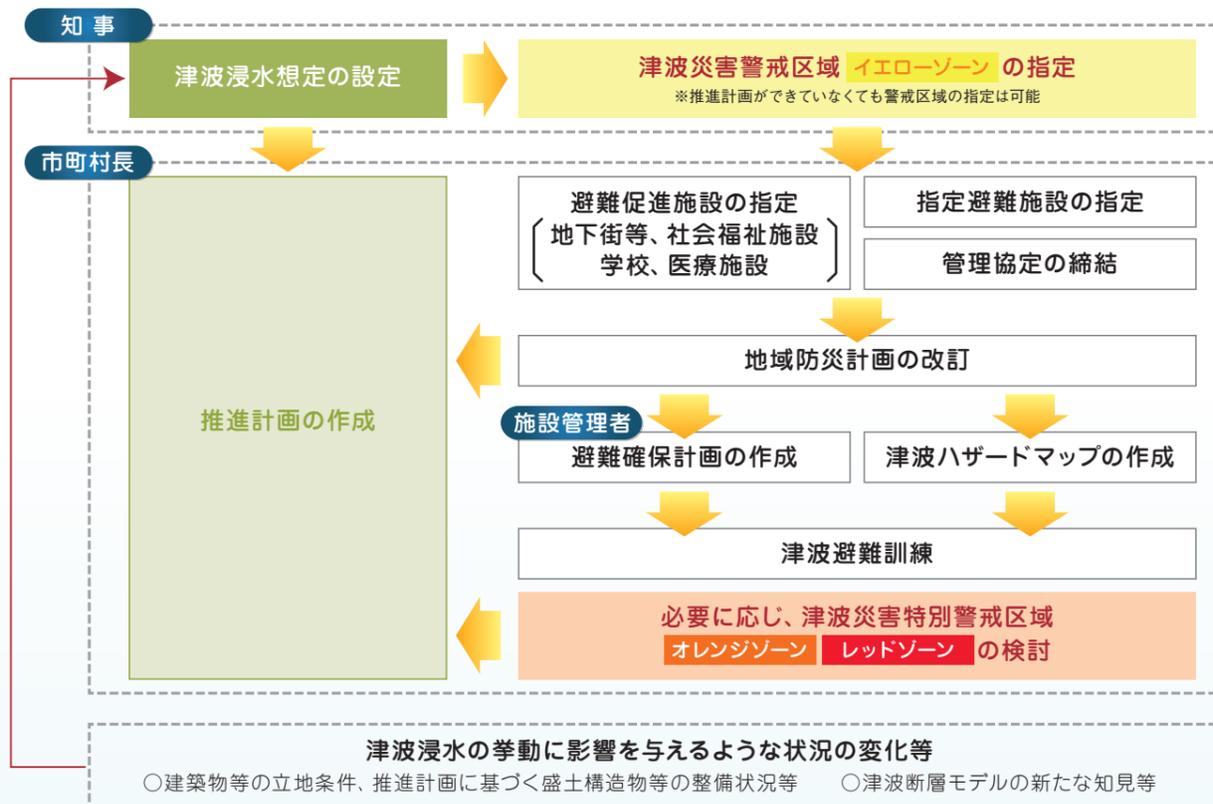
オレンジゾーン レッドゾーン = 土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」

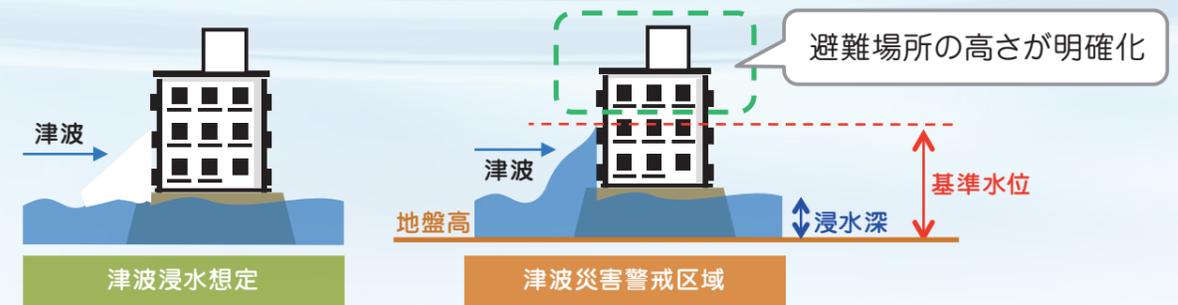
○社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める
・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上
※指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる **レッドゾーン**

▶ 津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



▶ 津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- 津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要(消防庁指針)

(例)

| | | | |
|---------------|------------------|-------------------------|----------------------|
| 津波浸水想定 | 0.3~1m | 1~2m | 5~10m |
| 基準水位 | 0.6m | 1.7m | 6.5m |
| 基準水位を目安とした対策例 | 防潮扉 高さ 60cm以上 | 2階以上を避難所に (従来は、3階以上) | 津波避難タワー 高さ 6.5m以上 |

出展: 徳島県ウェブサイト (<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません
津波浸水想定にあわせて指定可能です

推進計画の作成

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画



▶ 推進計画とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するため『市町村』が作成する計画です

※ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示します

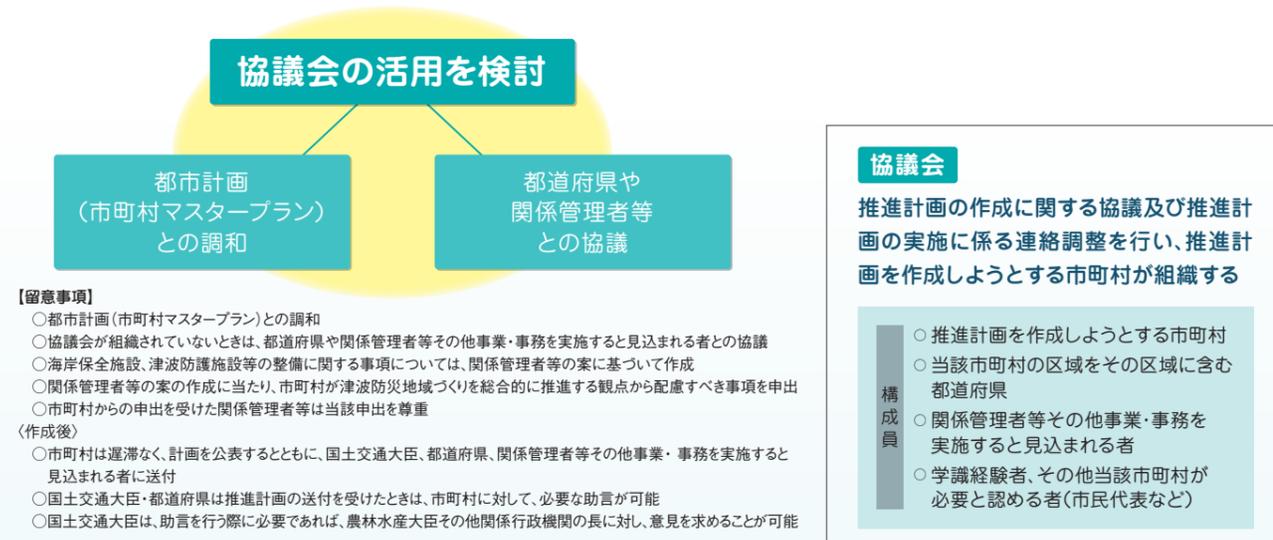
▶ 推進計画に記載する事項

- 推進計画の区域(必須項目)
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務(ハード・ソフト対策)

メリット

- ✓ 市町村だけでなく、国・都道府県との連携により、津波防災を効率的かつ効果的に推進
- ✓ 住民等に計画的な取組を知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進
- ✓ 津波に強い地域づくりの前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民・企業の不安を払拭し、定着を図る

※なお、推進計画に記載する多くの事業について、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の補助メニューが活用可能。税優遇の特例措置が認められているものもある。詳細は「津波防災地域づくりに活用可能な交付金制度等」(巻末)を参照。



津波防災地域づくり 推進計画作成ガイドラインとは

市町村による推進計画の早期作成を促進するため、参考となる先行事例、推進計画の作成手順や留意点を明記したもの

ガイドラインの特徴

作成のプロセスを明確化

作成意義・効果の理解 → 既作成市町から寄せられたメリット・効果を紹介

作成手順・方法の理解 → 事前準備・情報整理から作成・運用段階まで解説

既作成の事例を踏まえ、作成の工夫、留意点を明示

作成のノウハウの取得 → 作成実務における留意点や作業ポイントを明示

作業の効率化・省力化 → 参考となる先行事例やサポート情報、ひな形を提示

市町村の検討状況に応じ、基礎編、実践編、参考資料編の三編構成

基本の理解から実践まで対応 → 市町村の検討・作業の段階に配慮した内容・構成

- 推進計画の必要性に対する認識を高め、作成の機運を醸成
- 先進事例の把握を含め、推進計画作成のノウハウの取得を推進
- 担当職員の負担の軽減を図り、推進計画の効率的な作成に寄与

▶ 早期作成に対する支援

本ガイドラインのほか、市町村の担当者向けの研修や説明会の開催、国土交通省職員が直接出向き説明するサポート等を実施

作成・運用のプロセス(全体フロー)



※住民等の意見を反映するため、協議会の開催だけでなく、住民ワークショップの開催の検討も有効である。